

**Q13 上場株式等の譲渡所得と配当所得の軽減税率の適用が延長となり、非課税制度が創設されました。(平成21年度改正)**

**ポイント**

2008.12 湊税理士事務所作成

**1 上場株式等の譲渡所得の取扱い**

- ① 昨年の改正を白紙とし、軽減税率10%の特例(所得税7%+住民税3%)が単純に平成23年12月31日まで延長となりました。
- ② したがって、特定口座(源泉徴収有り)の場合には、金額に関係なく申告不要となり、それ以外は確定申告が必要となります。
- ③ 特定口座(源泉徴収有り)の源泉徴収税率の10%(所得税7%+住民税3%)が平成23年12月31日まで1年延長されました。
- ④ 平成21年から、申告分離課税を選択した配当所得との損益通算が可能となります。(平成20年度改正)

**2 上場株式等の配当所得の取扱い**

- ① 昨年の改正を白紙とし、軽減税率10%の特例(所得税7%+住民税3%)が単純に平成23年12月31日まで延長となりました。
- ② したがって、金額に関係なく申告不要が原則(大口株主を除く)で、あえて確定申告+配当控除を選択することも可能です。
- ③ 平成21年より、申告分離課税制度が創設されます。(平成20年度改正)

**3 少額の株式投資非課税制度が創設されます。**

- ① 平成24年1月1日以降税率が20%に戻った以降に創設されます。
- ② 証券会社に「非課税口座」を開設すると、取得金額100万円までの上場株式等にかかる譲渡益、配当について開設日から10年間非課税となります。

**解説**

**1 株式の譲渡所得の取扱い**

平成20年度の改正により、平成21年以降の上場株式の譲渡所得については、軽減税率の廃止を決定し、かなり複雑な経過措置を行うことが決まっておりますが、最近の景気悪化を受け、平成21年度の改正により、これを一旦白紙戻し、平成23年12月31日まで従来通りの取扱いとすることとなりました。

従って、平成21年度以降の取扱いは以下のような予定です。

			H21.1.1～H23.12.31				H24/1/1以降			
			申告不要	確定申告	配当所得との 損益通算	税率	申告不要	確定申告	配当所得との 損益通算	税率
上場株式	特定口座	源泉徴収有り	○	選択可	○	所得税7% 住民税3%	○	選択可	○	所得税15% 住民税5%
		源泉徴収無し	×	必要	○		×	必要	○	
	一般口座	×	必要	○	×		必要	○		
非上場株式			×	必要	×	所得税15% 住民税5%	×	必要	×	

↑ 源泉分離課税選択が条件

**2 株式の配当所得の取扱い**

			H21.1.1～H23.12.31					H24/1/1以降
			申告不要	確定申告+ 配当控除	源泉分離選択	少額配当 (1銘柄10万円以下)	税率	税率
上場株式	特定口座	源泉徴収有り	○	選択可	○	×	所得税7% 住民税3%	所得税15% 住民税5%
		源泉徴収無し	○	選択可	○	×		
	一般口座	○	選択可	○	×			
	大口株主(持株5%以上)	×	必要	×	○	所得税20%	所得税20%	
非上場株式			×	必要	×	○		

**3 少額の株式投資非課税制度**

非課税口座	平成24年以降に証券会社に開設することができる。
年間購入限度額	年間購入限度額は、100万円
非課税限度額	非課税口座開設年の1月1日から、10年間で生ずる非課税口座内の上場株式等の配当及び譲渡所得を非課税とする。